

小規模事業者持続化補助金 申請にも活用できる 「経営計画作成セミナー」を開催します！

小規模事業者の地道な販路開拓などの取り組みに対し、国が経費の一部を補助する小規模事業者持続化補助金が公募開始となっています。

小規模事業者持続化補助金を申請・採択されると事業費の2／3が補助されます。本セミナーではこの補助金を申請するために必須である経営計画の作成方法について、中小企業診断士の先生を講師に招いて説明します。申請される方はぜひご参加ください。

《テーマ》 経営計画の作成方法について

《日 時》 令和3年12月6日（月）午後6時～午後8時

《場 所》 利府松島商工会 利府事務所

《定 員》 20名（先着順）

《対象者》 経営計画を策定し、各種補助金の申請を予定している方
金融機関との交渉に用いたい方

《持ち物》 筆記用具

《講 師》 よこお経営労務管理事務所 横尾 徳仁 氏



お申込みの際は、裏面の申込書に必要事項をご記入の上、本会宛FAX（356－6088）
またはお電話にて、11月30日（火）までお申込みください。

○講師プロフィール



よこお経営労務管理事務所

よこお のりひと
横尾 徳仁 氏 中小企業診断士/社会保険労務士



経営・人事労務をトータルで応援！経営資源（ヒト・モノ・カネ）をフルに活用したビジネス展開をサポートします。専門学校や商工会にてセミナー講師としても活動中。

FAX 022-356-6088

利府松島商工会 利府事務所 行

※11月30日(火)まで申込ください。

経営計画作成セミナー 申込書

12月6日(月)開催の上記セミナーに参加します。

事業所名

代表者名

住所

電話番号

業種

「小規模事業者持続化補助金」について

【対象となる取り組みの例】

(広告宣伝費)

新サービスを周知するための

チラシ作成・配布、HP作成・リニューアル

(機械装置等費)

事業の遂行に必要な機械装置等の購入に要する経費

※今までにないサービスを提供出来るもの

【補助対象経費例】

機械装置等費、広報費、展示会等
出展費、旅費、開発費、資料購入
費、雑役務費、借料、専門家謝金、
専門家旅費、設備処分費、委託費、
外注費

※商工会では、申請書の作成から補助金の交付手続きに至るまでお手伝いします。

補助率	補助対象経費の3分の2以内
補助上限額	「75万円」の事業費に対し、50万円まで補助します。 (補助上限額 50万円)

【公募対象者：「小規模事業者」とは】

- ①製造業その他の業種に属する事業を主たる事業として営む商工業者(会社および個人事業主) 且つ
- ②常時使用する従業員の数が20人以下(卸売業、小売業、サービス業(宿泊業・娯楽業は除く)に属する事業を主たる事業として営む者は5人以下)の事業者

下記に該当する方は採択審査時に加点を受けることができます。

【給与支給総額増加または事業場内最低賃金引き上げをする事業者】

【現代表者が満60歳以上で、かつ、後継者候補者が補助事業を中心となっていく事業者】

【経営力向上計画の認定を受けている事業者】

・第7回募集期間 現在～令和4年1月28日(金)(商工会締切)

【2022年度以降については、改めてご案内します】

＜お問合わせ先＞利府松島商工会

利府事務所 022(356)2124

／ 松島事務所 022(354)3422